令和２年８月２６日

保護者　様

群馬大学共同教育学部附属小学校
校　　長　　吉　田　　秀　文

新型コロナウイルス感染症に関わる出席停止及び臨時休業の対応等について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため，本校では出席停止や臨時休業について，以下のように対応していきますので，ご確認の上，ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

１　出席停止の対応をとる場合とその期間

（１）児童本人の感染が判明または濃厚接触者と確定された場合

出席停止開始日	出席停止の期間	登校可能日
感染が判明した日 （感染判明前から欠席していた場合は，最終登校日の翌日）	医師が治癒を認めるまで	医師が判断した日 （治癒証明書を学校へ提出） ※治癒証明書は学校ＨＰよりダウンロード可能
保健所が濃厚接触者と確定した日 （同居家族の感染が判明した場合，濃厚接触者と確定される前でも濃厚接触者と同様の扱い。）	症状が出なければ，保健所の健康観察期間が終了した日まで 感染が判明した場合は，治癒するまで	保健所に指示された日

※保健所から「濃厚接触者」と確定された場合，検体検査（ＰＣＲ検査）を受け，検査の結果が陰性の場合も，患者との最終接触日から１４日間は行動制限と健康観察の継続が求められます。

（２）児童の同居家族が濃厚接触者と確定，または医療機関等の判断により検体検査を受検することになった場合

出席停止開始日	出席停止の期間	登校可能日
家族が濃厚接触者と確定された日 検体検査が必要と判断された日	検体検査の結果が陰性と判明するまで	陰性が判明した日

※家族が濃厚接触者と確定された場合は，検査結果が陽性だった時の影響を考慮し，検体検査の結果が陰性と判明するまでの間，出席停止にご協力いただくこととします。ご了解くださいますようお願いいたします。

（３）児童本人に発熱等の風邪様症状がみられる場合

出席停止開始日	出席停止の期間	登校可能日
症状がみられ，欠席した日	症状が消失または主治医等から登校の許可が出るまで	主治医等が指示した日 （治癒証明書の提出は不要）
新型コロナの検査を受けた場合	陰性の結果が出て主治医等から登校の許可が出るまで	主治医等が指示した日 （治癒証明書の提出は不要）

２　臨時休業の対応をとる場合

（１）児童本人の感染が判明した場合

学校医や保健所と連携の上，消毒及び感染経路確認のため，学校を臨時休業とします。

（２）学級内で，本人が濃厚接触者となったことによる出席停止，発熱等の風邪様症状による出席停止及び家族が濃厚触者と確定されたことによる出席停止が増加，学級内で感染が広がっている可能性が高い場合

学校医等と相談の上，学級を臨時休業とします。

（３）行政機関等から学校に休業要請が出された場合

大学や他校園と相談の上，学校を臨時休業とします。

３　その他

（１）出席停止や臨時休業の対応のため，次の様な場合には，必ず学校へご連絡をお願いします。

①　児童本人の感染が判明または濃厚接触者と確定された場合

②　児童の同居家族が濃厚接触者と確定，または医療機関等の判断により新型コロナの検査を受検することになった場合

（２）お子様に風邪のような症状のみられる場合は，主治医等に相談・受診し，指示を仰いでください。

・　その指示事項を学校にもお知らせください。

・　すぐに症状が消失したなどにより受診が必要ないと判断した場合は，この限りではありません。

（３）今後の状況の変化により，上記の対応について内容を変更する場合もありますが，ご了承願うとともに，学校から出される通知やメール等を必ずご確認ください。

（４）校内で感染が発生した場合には，疫学調査への協力のため，児童の氏名・年齢・性別・住所・保護者等の連絡先・所属する学級などの個人情報を保健所などの関係機関に提出しますのでご了承ください。

【お問い合わせ】
群馬大学共同教育学部附属小学校
・教員室　０２７－２３１－５７２５
・緊　急　０９０－８０２８－４４３０